

茨木市地域中核企業立地促進奨励金（新制度）に関するFAQ

No.	質問	回答
1	本社機能が市外に所在する企業は全て対象外か。	令和8年1月1日以前から継続して市内で事業所を操業している企業（物流業を除く）は、本社機能が市外に所在している場合でも対象となります。
2	「本社機能」とは何を指すか。	本社機能とは、「企業等の経営方針における意思決定、経営資源の管理及び各種業務の統括等の機能」を言います。単に人事や総務部門を有しているだけでは、本社機能とみなしません。
3	「物流業」を営む企業は全て対象外か。	市内の事業所に「本社機能」を有している場合は、物流業も対象となります。
4	旧制度のように既存の建物に3,000万円以上の設備（償却資産）を導入した場合は対象とならないか。	お見込みのとおりです。 新制度では、自社の土地に自社の建物（いずれも500㎡以上）を新築、建替え、増築したことに伴い導入した設備が対象となります。
5	現在、奨励金対象となっている不動産等も5年から3年に交付期間が短縮されるか。	現在、補助対象となっている不動産等は旧制度に基づき5年間交付されます。令和8年1月1日以降に取得したものは3年間となります。
6	上限額1億円とは、1社が3年間で交付される合計額のことか。	1社、1年度あたりの上限額となります。
7	交付期間（3年間）の解釈について 例）令和9年に工場を建設・操業開始、令和9年～11年にかけて設備を導入した場合、令和11年に導入した設備は次年度（固定資産税の課税は取得翌年度からのため）から、3年間（令和12年～14年）交付されるのか。	3年間とは、建設した事業所の操業日以後に固定資産税が初めて課されることとなる年度から起算して3年度の間となります。 例）の場合、令和9年に工場が操業開始しているため、初めて固定資産税が課される令和10年～12年の3年間、建物・設備ともに対象となります。令和11年に導入した設備は1年（令和12年）のみ対象となります。